

新制度未移行の幼稚園等をご利用の保護者の皆さまへ

新制度未移行の幼稚園、国立大学付属幼稚園、特別支援学校幼稚部を利用中の満3歳から5歳児（小学校就学前）までのお子さまの利用料（保育料）が無償化されます。

入園料・保育料について

月額28,000円まで無償

- ・新制度未移行の幼稚園については、満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象です。
 - ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。
 - ・国立大学付属幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償化となります。
- ※給食費や施設管理費、通園費等は無償化の対象外となります。

【1ヵ月当たりの利用料の計算イメージ】

A園：入園料12万円、利用料14,000円/月

B園：入園料なし、利用料30,000円/月

	入園料 (※)	保育料	無償化 対象額	実質 負担額
A園	10,000円	14,000円	24,000円	0円
B園	—	30,000円	28,000円	2,000円

※入園料を在籍月数（4月入園の場合は12）で割った額。小数点以下切り捨て。

預かり保育について

月額12,300円まで無償

- ・保護者の就労等により「保育の必要性」のある3歳児（4月1日時点で満3歳を迎えている子ども）から5歳児までの子どもが対象となります。
- ・満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯で「保育の必要性」がある場合に限り、無償化の対象となります。
(月額17,700円が上限)
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動します。
(490円×利用日数)

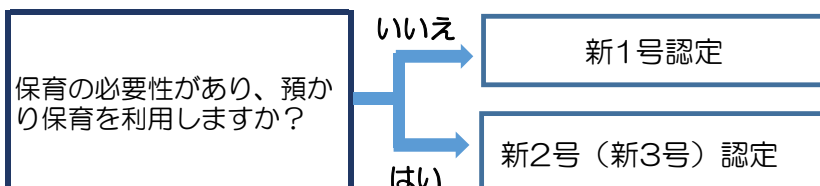
【1ヵ月当たりの実質負担額のイメージ】

利用料	利用 日数	上限額	無償化 対象額	実質 負担額
400円/日	10日	4,900円	4,000円	0円
10,000円/日	20日	9,800円	9,800円	200円

※幼稚園の預かり保育の実施時間が8時間未満または、年間開園日数が200日未満の場合は、預かり保育のほか認可外保育施設等の利用が無償化の対象になります。

必要な手続き

無償化の対象となるためには、阿波市へ「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。「保育の必要性」に応じて認定区分を決定します。認定申請の手続きについては、『施設等利用給付認定の手続きについて』をご覧ください。



「施設等利用給付認定申請書」を提出してください。

「施設等利用給付認定申請書」及び「就労証明書等保育の必要性を証明する書類」を提出してください。

※「保育の必要性」とは保護者の就労、病気・障がい、妊娠・出産により保護者に代わって子どもを保育する必要があること。

※新3号は、非課税世帯の満3歳児のみ対象となります。

